

# 違反対象物の公表制度

重大な消防法令違反の建物をホームページに公表します！

## ◆公表の対象 特定防火対象物

飲食店、物品販売店、旅館、病院など  
不特定多数の人が出入りする建物

## ◆公表の対象となる違反

- ① 屋内消火栓設備
- ② スプリンクラー設備
- ③ 自動火災報知設備

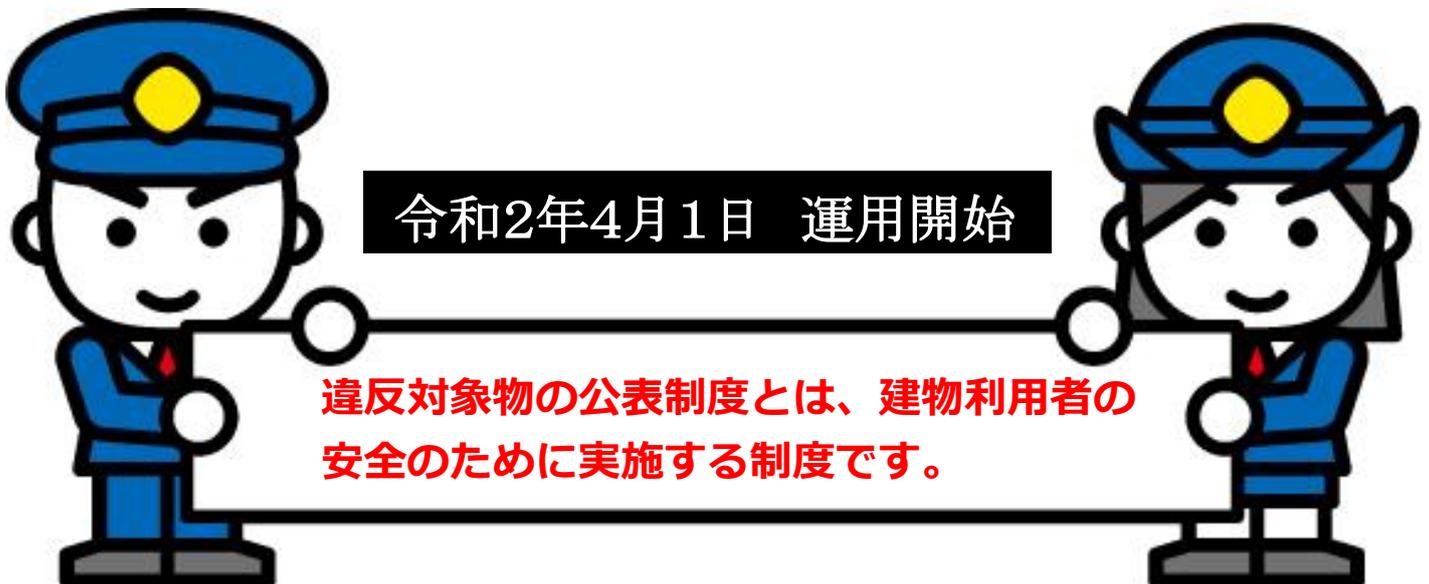
①～③が消防法令で設置が義務づけられているにもかかわらず設置されていないもの、又は設置義務面積の過半にわたって未設置のもの及び機能に重大支障があり本来の機能が損なわれているもの

## ◆公表の方法

三観広域行政組合消防本部ホームページへの掲載

- ① 建物の名称及び所在地
- ② 違反の内容
- ③ その他消防長が必要と認めるもの

立入検査で公表の対象となる違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から30日が経過してもその違反が是正されない場合に公表し、違反が是正されるまで三観広域行政組合消防本部ホームページに掲載します。



◆公表までの流れ◆

立入検査の実施



立入検査等実施結果  
通知書の交付



関係者に対する公表の事前通知



三観広域行政組合消防本部ホームページ



未設置違反

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備



◆建物関係者のみなさまへ◆

次のような場合は、火災予防条例により防火対象物の使用開始(変更)届出書を消防署へ届け出ることが義務づけられていますので、事前に消防本部予防課、又は最寄りの消防署へご相談ください。

- 住宅以外の建物の新築、又は増改築をする場合
- 建物に飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入る場合、又は変更する場合
- 建物の一部変更や荷物などで開口部をふさいだり、窓にフィルムを貼り付ける場合

◆根拠規定◆

- ・三観広域行政組合火災予防条例第47条の2
- ・三観広域行政組合火災予防条例施行規則第15条
- ・三観広域行政組合火災予防条例施行規則第15条の2

●お問い合わせ先●

三観広域行政組合消防本部 予防課 TEL 0875-23-3972  
南消防署 予防係 TEL 0875-24-2119  
北消防署 予防係 TEL 0875-72-2119